

平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十一号（オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポカぼちや及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を改正する件（案）新旧対照条文

○ 平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十一号（オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポカぼちや及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>一 植物及び地域</p> <p>チチュウカイミバエについて二の発生調査が濃密に行われており、オランダ植物防疫機関がチチュウカイミバエが発生していない地区として指定した地域（以下「指定生産地域」という。）で生産されたおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実であつて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>（一） オランダ植物防疫機関が指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたものであること。</p> <p>（二） チチュウカイミバエの侵入を警戒すべき地域としてオランダ植物防疫機関が指定した地域（以下「<u>檢疫監視地域</u>」という。）において実施された二の発生調査の結果、オランダ植物防疫機関がチチュウカイミバエがまん延するおそれがないことを確認した期間に生産されたものであること。</p> <p>二 檢疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>（一） <u>オランダ</u>において、チチュウカイミバエについて次の方法によりトラップ調査（トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p>	<p>一 植物及び地域</p> <p>チチュウカイミバエについて二の発生調査が濃密に行われており、オランダ王国植物防疫機関がチチュウカイミバエが発生していない地区として指定した地域（以下「指定生産地域」という。）で生産されたおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポカぼちや及びメロンの生果実であつて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>（一） オランダ王国植物防疫機関が指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたものであること。</p> <p>（二） チチュウカイミバエの侵入を警戒すべき地域としてオランダ王国植物防疫機関が指定した地域（以下「<u>檢疫監視地域</u>」という。）において実施された二の発生調査の結果、オランダ王国植物防疫機関がチチュウカイミバエがまん延するおそれがないことを確認した期間に生産されたものであること。</p> <p>二 檢疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>（一） <u>オランダ王国</u>において、チチュウカイミバエについて次の方法によりトラップ調査（トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p>

<p>ア 調査はオランダ植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ「略」</p> <p>エ 検査監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをオランダ植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(二) オランダにおいて、次の方法により生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査はオランダ植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ「略」</p> <p>四 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) オランダ植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオランダ植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一)「略」</p> <p>(二) こん包は、指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。</p> <p>(三) 各こん包又は束ねたこん包には、オランダ植物防疫機関による封印がなされていること。</p>	<p>ア 調査はオランダ植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ「略」</p> <p>エ 検査監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをオランダ植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(二) オランダにおいて、次の方法により生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査はオランダ植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ「略」</p> <p>四 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) オランダ植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオランダ植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一)「略」</p> <p>(二) こん包は、指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。</p> <p>(三) 各こん包又は束ねたこん包には、オランダ植物防疫機関による封印がなされていること。</p>
<p>ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ「略」</p> <p>エ 検査監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをオランダ王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(二) オランダ王国において、次の方法により生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ「略」</p> <p>四 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) オランダ王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオランダ王国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一)「略」</p> <p>(二) こん包は、指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。</p> <p>(三) 各こん包又は束ねたこん包には、オランダ王国植物防疫機関による封印がなされていること。</p>	<p>ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ「略」</p> <p>エ 検査監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをオランダ王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(二) オランダ王国において、次の方法により生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ「略」</p> <p>四 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) オランダ王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオランダ王国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一)「略」</p> <p>(二) こん包は、指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。</p> <p>(三) 各こん包又は束ねたこん包には、オランダ王国植物防疫機関による封印がなされていること。</p>

平成十五年十二月二十四日農林水産省告示第二千六百六号（ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を改正する件（案） 新旧対照条文

○ 平成十五年十二月二十四日農林水産省告示第二千六百六号（ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>一 植物及び地域</p> <p>チチュウカイミバエについて二の発生調査が濃密に行われており、ベルギー植物防疫機関がチチュウカイミバエが発生していない地区として指定した地域（以下「指定生産地域」という。）で生産されたトマトの生果実であつて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>（一）ベルギー植物防疫機関が指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたものであること。</p> <p>（二）チチュウカイミバエの侵入を警戒すべき地域としてベルギー植物防疫機関が指定した地域（以下「<u>檢疫監視地域</u>」<u>と</u>いう。）において実施された二の発生調査の結果、ベルギー植物防疫機関がチチュウカイミバエがまん延するおそれがないことを確認した期間に生産されたものであること。</p> <p>二 檢疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>（一）ベルギーにおいて、チチュウカイミバエについて次の方法によりトランプ調査（トランプを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査は、ベルギー植物防疫機関が行うこと。</p>	<p>一 植物及び地域</p> <p>チチュウカイミバエについて二の発生調査が濃密に行われており、ベルギー王国植物防疫機関がチチュウカイミバエが発生していない地区として指定した地域（以下「指定生産地域」という。）で生産されたきゅうり及びトマトの生果実であつて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>（一）ベルギー王国植物防疫機関が指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたものであること。</p> <p>（二）チチュウカイミバエの侵入を警戒すべき地域としてベルギー王国植物防疫機関が指定した地域（以下「<u>檢疫監視地域</u>」<u>と</u>いう。）において実施された二の発生調査の結果、ベルギー王国植物防疫機関がチチュウカイミバエがまん延するおそれがないことを確認した期間に生産されたものであること。</p> <p>二 檢疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>（一）ベルギー王国において、チチュウカイミバエについて次の方法によりトランプ調査（トランプを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査は、ベルギー王国植物防疫機関が行うこと。</p>

<p>イ・ウ「略」</p> <p>エ 検疫監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをベルギー植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(二) ベルギーにおいて、次の方法により生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査は、ベルギー植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ〜エ「略」</p> <p>四 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) ベルギー植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているベルギー植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>五 植物防疫官による確認</p> <p>ベルギー植物防疫機関により二の発生調査及び四の(一)の検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 「略」</p> <p>(二) こん包は、指定生産地域内のベルギー植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。</p> <p>(三) 各こん包又は束ねたこん包には、ベルギー植物防疫機関による封印がなされていること。</p>	<p>イ・ウ「略」</p> <p>エ 検疫監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをベルギー王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(二) ベルギー王国において、次の方法により生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査は、ベルギー王国植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ〜エ「略」</p> <p>四 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) ベルギー王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているベルギー王国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>五 植物防疫官による確認</p> <p>ベルギー王国植物防疫機関により二の発生調査及び四の(一)の検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 「略」</p> <p>(二) こん包は、指定生産地域内のベルギー王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。</p> <p>(三) 各こん包又は束ねたこん包には、ベルギー王国植物防疫機関による封印がなされていること。</p>
<p>イ・ウ「略」</p> <p>エ 検疫監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをベルギー王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(二) ベルギー王国において、次の方法により生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査は、ベルギー王国植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ〜エ「略」</p> <p>四 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) ベルギー王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているベルギー王国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>五 植物防疫官による確認</p> <p>ベルギー王国植物防疫機関により二の発生調査及び四の(一)の検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 「略」</p> <p>(二) こん包は、指定生産地域内のベルギー王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。</p> <p>(三) 各こん包又は束ねたこん包には、ベルギー王国植物防疫機関による封印がなされていること。</p>	<p>イ・ウ「略」</p> <p>エ 検疫監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをベルギー王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(二) ベルギー王国において、次の方法により生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査は、ベルギー王国植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ〜エ「略」</p> <p>四 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) ベルギー王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているベルギー王国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>五 植物防疫官による確認</p> <p>ベルギー王国植物防疫機関により二の発生調査及び四の(一)の検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 「略」</p> <p>(二) こん包は、指定生産地域内のベルギー王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。</p> <p>(三) 各こん包又は束ねたこん包には、ベルギー王国植物防疫機関による封印がなされていること。</p>

植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（案）新旧対照条文

○ 植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>三 生産地における検査及び証明 〔略〕</p> <p>(二)(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>七 積み込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がミバエ類に侵されることのないための措置がとられていること。</p>	<p>三 生産地における検査及び証明 〔略〕</p> <p>(二)(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>七 積み込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。</p>

平成十六年九月二十九日農林水産省告示第七百七十四号（ブラジル産ケント種及びトミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を改正する件（案）新旧対照条文
 ○ 平成十六年九月二十九日農林水産省告示第七百七十四号（ブラジル産ケント種及びトミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>三 生産地における検査及び証明 〔略〕</p> <p>(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ、<u>ミナミアメリカミバエ及びニシイン</u>ドミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、<u>ミバエ類</u>の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、<u>ミバエ類</u>の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三)〔略〕</p>	<p>三 生産地における検査及び証明 〔略〕</p> <p>(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、<u>チチュウカイミバエ</u>の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、<u>チチュウカイミバエ</u>の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三)〔略〕</p>

平成二十一年十月二十日農林水産省告示第四百七十一号（コロンビア産トミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を改正する件（案）新旧対照条文

○ 平成二十一年十月二十日農林水産省告示第四百七十一号（コロンビア産トミニアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>三 生産地における検査及び証明 〔略〕</p> <p>(二)(一) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三)〔略〕</p>	<p>三 生産地における検査及び証明 〔略〕</p> <p>(二)(一) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>六 こん包及びこん包場所</p> <p>(一) 消毒された生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(二) (一)のこん包は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三)〔略〕</p>

平成二十二年一月二十九日農林水産省告示第二百四十三号（ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を改正する件（案）新旧対照条文

○ 平成二十二年一月二十九日農林水産省告示第二百四十三号（ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>三 生産地における検査及び証明 〔略〕</p> <p>(二)(一) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ、<u>ミナミアメリカミバエ及びニシイン</u> <u>ドミバエ</u>（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>六 <u>こん包及びこん包場所</u></p> <p>(一) 消毒された生果実は、<u>ミバエ類</u>の侵入するおそれがないと認められる材料により<u>こん包</u>されていること。</p> <p>(二) (一)の<u>こん包</u>は、<u>ミバエ類</u>の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三)〔略〕</p>	<p>三 生産地における検査及び証明 〔略〕</p> <p>(二)(一) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>六 <u>こん包及びこん包場所</u></p> <p>(一) 消毒された生果実は、<u>チチュウカイミバエ</u>の侵入するおそれがないと認められる材料により<u>こん包</u>されていること。</p> <p>(二) (一)の<u>こん包</u>は、<u>チチュウカイミバエ</u>の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(三)〔略〕</p>